教育に関する支援制度

移住先は教育で選ぶ!

~全国のユニークな教育~

北海道地方	中部地方	中国地方
<u>北海道</u> 01	<u>新潟県</u> 03	鳥取県 05
+- Jl. 10L-+-	富山県 03	<u>島根県</u> 05
東北地方 <u>青森県</u> 01	<u>石川県</u> 03	岡山県 05
	<u>福井県</u> 03	広島県 05
岩手県 02	<u>山梨県</u> 03	<u>山口県</u> 05
<u>宮城県</u> 02	<u>長野県</u> 04	m = u.t.
秋田県 02	<u>岐阜県</u> 04	四国地方 徳島県 ······· 06
山形県 02	<u>静岡県</u> 04	愛媛県 06
<u>福島県</u> 02	<u>愛知県</u> 04	高知県 06
関東地方		
<u> 茨城県</u> 02	近畿地方	九州地方
栃木県 02	三重県 04	福岡県 06
	京都府 05	佐賀県 06
<u>群馬県</u> 02	兵庫県 05	<u>熊本県</u> 06
<u>埼玉県</u> 03	奈良県 05	
<u>千葉県</u> 03		<u>大分県</u> ······· 06
	<u>和歌山県</u> 05	<u>宮崎県</u> 06
		<u>鹿児島県</u> 07

[※] 各実施主体よりご提供いただいた情報を元に、一部編集して掲載しております。 ご利用の際は、必ず各実施主体の担当窓口にお問い合わせください。

市町村	制度名	概要	対象	担当部署名	電話番号
北海道					
北見市	北見市準要保護及び要保護児童生徒の就学援助	世帯収入など、一定の基準により認定され、一定の援助をしているもの。学用品費、校外活動費、 修学旅行、給食費、クラフ 活動費など。	小中学校	学校教育課	0157-33-1748
北見市	北見市スキー授業に係るリフト利用料助成	教育課程内の冬季体育授業でのスキー場リフト利用料について1/2を補助するもの。	小中学校	学校教育課	0157-33-1748
北見市	特別支援学級児童生徒修学奨励費助成	小中学校の特別支援学級等の学級等に就学する児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するもの。学用品費、校外活動費、修学旅行、給食費など。	小中学校	学校教育課	0157-33-1748
北見市	北見市肢体不自由児童等通学費助成	小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒や通常学級に在籍する肢体不自由などで一人で 通学することが困難な児童生徒及び児童生徒の通学を介助をする保護者へ通学費について助成 するもの。	小中学校	学校教育課	0157-33-1748
比見市	北見市遠距離通学助成	児童は4km以上、生徒は6km以上で公共交通機関を利用し通学する場合に交通費の1/2を補助するもの。	小中学校	学校教育課	0157-33-1748
根室市	総合学習推進事業	学校と地域社会の連携・交流を深めた、協働の教育活動を展開するため、外部講師による講演や、学校評議員の設置による学校運営に関する保護者や地域住民の意見の反映など、開かれた学校づくりを推進する。	小中学校	教育総務課	0153-23-6111
根室市	学力向上対策事業	学力向上を目的に、補助教員を各校に配置(市街地の学校及び郊外の一部の学校に補助教員を 各1名配置)基礎学力の定着を目的とし、市独自のさんすう・数学リビート問題集を作成し、小3か ら中3までの児童生徒へ配布。	小中学校	教育総務課	0153-23-6111
尹達市	就学援助制度	前年の世帯全員の所得合計が一定の額以下の世帯に対し、小中学校でかかる費用の一部を補 助	小学校	学校教育課	0142-23-3331
比広島市	通学費助成制度	パスで通学する児童の定期代の半額の補助/通学距離が2Km以上ある児童を自家用車で送迎する場合の交通費の補助	小学校	学校教育課	011-372-3311 (内線891)
上広島市	通学費助成制度	バスで通学する児童の定期代の半額の補助/通学距離が3Km以上ある生徒を自家用車で送迎する場合の交通費の補助	中学校	学校教育課	011-372-3311 (内線891)
	上ノ国町学校給食費補助金	学校給食に要する経費を補助する	小中学校	教育委員会	0139-55-2230
長沼町	遠距離通学費補助		小中学校	事務局 学校教育課 学務係	0123-88-2111
	就学援助	バス利用者は対象外。 小中学校に在学する児童生徒の保護者で、経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者を	小中学校	学校教育課	0123-88-2111
		対象に、学用品費等を援助。 中学校入学時の制服等購入費相当額の一部を助成。	中学校	学務係	
を別町 を別町	生徒制服等購入助成制度 	男子生徒には25,000円、女子生徒には27,000円の助成を在学中に1度受けられます。 小学校入学時に学用品を現物支給。	小学校	教育委員会教育委員会	01658-6-5111
1寒町	遠距離通学費助成事業	中学生で通学距離が、6km以上あるとき定期バス運賃を補助します。	中学校	学校教育係	01030 0 3111
寒町	下校支援事業	スクールバスの運行 文化及びスポーツ活動等で、地区予選等を経て、全道及び全国大会等に出場する経費の一部を	小学校	学校教育係	
D寒町 	各種大会出場補助	補助	小中学校	スポーツ振興係	
1寒町	国際理解教育事業	外国語指導助手による英語学習の実施 生活保護家庭またはそれに近い程度に生活が困窮し学用品代や給食費などの負担が困難な家	小中学校	学校教育係	
D寒町 	就学支援事業	庭に対して、必要な経費を助成 経済的な理由により村内小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学校で必要な	小中学校	学校教育係	
§払村 	就学援助	学用品費等の費用の一部を援助する。	小中学校	教育委員会	01635-2-3011
尻富士町	利尻富士町就学援助制度	小中学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、経済的な理由により学用品費等を援助する制度	小中学校	教育委員会 企画管理係	0163-82-1370
上別町	児童生徒のヘルメット購入補助	遠距離通学の児童生徒の自転車通学用ヘルメット購入費用の一部を補助 児童生徒の検定試験の受験費用を助成することにより、児童生徒の保護者の負担を軽減するとと	小中学校	生涯学習課教育振興課	0152-76-2151
文別郡雄武町	児童生徒検定チャレンジ促進助成金交付要綱	もに、確かな語学力等を高めることを目的とする。	小中子权	教育総務係	0158-84-4240
文別郡雄武町	雄武町就学援助実施要綱	経済的な理由で就学が困難な継武町立小中学校に在籍する児童又は生徒の保護者に対し、学校でかかる費用(給食費、学用品費、修学旅行費等)の一部を援助している。 通学距離が4、0km以上の小学生を持つ保護者に対し、交通機関の運賃を負担している場合は、1	小甲子校	教育振興課教育総務係教育委員会	0158-84-4240
建追町	遠距離通学費補助制度 	箇月の定期券の価格の2分の1の額を補助する。交通機関を利用しない場合は距離に応じた額を 補助する。	小中学校	学校教育課	0156-66-2646
青水町	父母負担軽減事業(スキー授業に係る助成)	中学校の教育活動として実施するスキー授業に係る経費(リフト代、スキーレンタル代、保険代、 外部指導者への謝礼など)を助成する。	中学校	学校教育課	0156-62-5138
青水町	父母負担軽減事業(修学旅行に係る助成)	生徒の保護者の負担軽減を図るため、中学校の生徒の修学旅行に係る経費の一部(上限6,250円)を助成している。	中学校	学校教育課	0156-62-5138
青水町	中学生各種大会派遣助成事業	中体連、中文連等の全道全国大会の出場に係る生徒及び引率者に対して、大会参加料、旅費、 宿泊費等(実費)を助成する。	中学校	学校教育課	0156-62-5138
青水町	特別支援就学奨励事業	中学校の特別支援学級への就学の事情を考慮し、保護者の経済的負担を軽減するため、修学旅 行費、新入学児童学用品費、学用品費、体育実技用具費、学校給食費の一部を支給する。	中学校	学校教育課	0156-62-5138
青水町	就学奨励費支給事業	経済的理由によって就学が困難と認められる生徒について修学旅行費、医療費(特定の疾病のみ)、新入学児童学用品費、学用品費、クラブ活動費生徒会費PTA会費、学校給食費などの援助を行う。	中学校	学校教育課	0156-62-5138
青水町	父母負担軽減事業(スキー授業に係る助成)	小学校の教育活動として実施するスキー授業に係る経費(リフト代、スキーレンタル代、保険代、 外部指導者への謝礼など)を助成する。	小学校	学校教育課	0156-62-5138
 青水町		児童の保護者の負担軽減を図るため、小学校の児童の修学旅行に係る経費の一部(上限2.570円)を助成している。	小学校	学校教育課	0156-62-5138
青水町	(自転車通学者へのヘルメットの支給	小学校3年生以上で申請により自転車通学が許可された児童について、通学時の安全を確保する	小学校	学校教育課	0156-62-5138
青水町	特別支援就学奨励事業	ため、ヘルメットを支給する。 小学校の特別支援学級への就学の事情を考慮し、保護者の経済的負担を軽減するため、修学旅	小学校	学校教育課	0156-62-5138
		行費、新入学児童学用品費、学用品費、体育実技用具費、学校給食費の一部を支給する。 経済的理由によって就学が困難と認められる児童について修学旅行費、医療費(特定の疾病の			
水町	就学奨励費支給事業	(み)、新入学児童学用品費、学用品費、クラブ活動費PTA会費、学校給食費などの援助を行う。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	小学校	学校教育課	0156-62-5138
見別村	更別村入学祝金条例	を贈呈。	小中学校	教育委員会	0155-52-3171
禁工	就学援助費補助制度	経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して学用品等の援助費を 支給する。	小中学校	管理課学校教育係	015-485-2111
票茶町	特別支援教育就学奨励費	経済的理由によって就学困難と認められる特別支援学級。在籍児童生徒の保護者に対して学用 品等の奨励費を支給する。	小中学校	管理課学校教育係	015-485-2111
票茶町	遠距離通学援助費	小学生については、通学距離が片道4キロメートル以上、中学生については、片道6キロメートル 以上の通学者の保護者に対して援助費を支給する。ただし、町営バスを利用し通学定期運賃の補 助を受けている者、又はスクールバスを利用する者は除く。		管理課総務係	015-485-2111
票茶町	通学定期運賃補助	学校の廃止により、町営バスを利用して統合後の学校に通学する児童生徒の保護者に対し、定期 券購入費の全部を補助する	小中学校	管理課総務係	015-485-2111
票茶町	高度へき地児童生徒修学旅行助成金	高度へき地校(へき地3級以上)に通学する児童生徒の修学旅行費の交通費等を助成する	小中学校	管理課総務係	015-485-2111
鳴居村	防犯ブザー、ピアニカ給与制度	新1年生を対象に防犯ブザー1個、ピアニカ1台を入学式当日に給与	小学校	教育課	0154-64-2050
青森県		D+获以+308位为12周日本上从70012户然日本上从12.11 2001年,2011年,			
八戸市	日本語教育支援事業	日本語が未習得等の帰国児童生徒及び外国籍児童生徒に対し、保護者の希望により一人につき 12時間を限度として講師を学校へ派遣し、日本語学習や教科学習を支援することで、学校生活へ の適応を図る。	小中学校	学校教育課	0178-43-9457
八戸市	マイブック推進事業	児童が自ら本を選び購入する体験を通じ、読書に親しむ環境をつくるため、小学校児童を対象に、 一人につき2,000円分のマイブッククーボンを配付する。	小学校	教育指導課	0178-43-9461
平川市	教育費父兄負担軽減事業	授業で使用する教材について生徒1人につき約6千円を補助する。	小中学校	学校教育課	0172-44-1111

岩手県					
奥州市	遠距離児童生徒通学費補助	通学距離が片道4km以上の児童及び片道6km以上の生徒に対し通学費を補助	小中学校	学校教育課	0197-35-2111(内級 426)
一戸町	各種検定料補助制度	2年生及び3年生が各種検定(英検、漢検)を受験した場合の検定料を補助。但し各種検定それぞれの受験につき生徒1人当たり年度内・回を限度	中学校	学校教育課	0195-33-2111
 一戸町	子育て支援住宅	子供の人数が多いほど家賃が安くなるもの。さらに町外の転入者については3年間に限り月10,000	小中学校	地域整備課	0195-33-2111
 一戸町	医療費助成	円減額 町内の医療機関等に支払った保険適用診療分の一部負担金相当額について給付	小中学校	健康福祉課	0195-33-2111
一戸町	読書活動推進事業	4/1~1/31までの期間中に次の冊数以上の読書をした児童に賞状と副賞を授与(低学年70冊、中学年50冊、高学年30冊)	小学校	学校教育課	0195-33-2111
	<u>'</u>	x 1 - c m x m x y - c m x			
宮城県					
山元町	遠距離通学費補助	東日本大震災による被災に伴い、町内の小中学校に遠距離通学される児童生徒の保護者の方に 対し、往復通学費の2分の1を補助する。	小中学校	学務課	0223-37-5115
南三陸町	中体連県大会等出場費補助金	中体連県大会等への出場経費の一部を補助(交通費、宿泊費、栄養費)	中学校	教育総務課	0226-46-2604
南三陸町	遠距離通学児童生徒補助金	一定距離以上の通学児童生徒へ通学費用の一部を補助(小学生:4Km以上、中学生:6Km以上)	小中学校	教育総務課	0226-46-2604
南三陸町	学校給食費助成金	町立小中学校に児童生徒が3人以上いる場合に給食費の一部を助成(3人目:5/10、4人目以降:9/10)	小中学校	教育総務課	0226-46-2604
秋田県					
秋田市	就学援助制度	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に経済的負担を軽減し、義務教育の	中学校	学事課	018-866-2243
		円滑な実施を図るため援助を行っている。 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に経済的負担を軽減し、義務教育の			
秋田市	就学援助制度	円滑な実施を図るため援助を行っている。	小学校	学事課	018-866-2243
鹿角市 鹿角市	通学対策費補助金	遠距離通学者に対して、通学時に利用するパスの定期券について、全部又は一部補助する。 遠距離通学者に対して、通学時に利用するパスの定期券について、全部又は一部補助する。	小学校 中学校	総務学事課 総務学事課	0186-30-0291 0186-30-0291
鹿角市	ガブのの宝育成支援補助金 カブのの宝育成支援補助金	第3子以降の児童生徒を育てる保護者に対して、教育費を助成する。・中学生1人年額24,000円・	小中学校	総務学事課	0186-30-0291
成円巾 にかほ市	かつのの宝月以又抜補助並 	小学生1人年額12,000円 自転車通学用ヘルメットの購入費の半額を補助 (上限1,495円)	中学校	総務子争眛 学校教育課	0184-38-2266
にかほ市	修学旅行費補助	修学旅行参加者に対して1人4,500円を補助 (工版1,450円)	中学校	学校教育課	0184-38-2266
にかほ市	修学旅行費補助	修学旅行参加者に対して1人3,500円を補助	小学校	学校教育課	0184-38-2266
上小阿仁村	新入学児童生徒補助	新入学者へ通学用カバン購入費と自転車通学用ヘルメットの購入費の半額補助	中学校	教育委員会	0186-60-9000 0186-60-9000
上小阿仁村 上小阿仁村	児童生徒各種大会出場費補助	全権大会以上の大会出場に伴う費用を補助 児童生徒が受検する各種検定料の半額を助成	小中学校	教育委員会	
上小阿1—剂 上 上小阿仁村	各種検定補助新入学児童生徒補助	(漢字算数数学英語) 新入学者へランドセルを支給	小中学校 小学校	教育委員会 教育委員会	0186-60-9000 0186-60-9000
	かい プリエエ に 110岁	(417.1 II 25.1 C.) C. C.	7 7 12	INFI S.R.A.	
山形県	,				
鶴岡市	就学援助	経済的な理由などで小中学校で学習する時にお困りの方に、学用品費や給食費などの就学費用の一部を援助する。	中学校	教育委員会学校教育 課	0235-57-4864
鶴岡市	就学援助	経済的な理由などで小中学校で学習する時にお困りの方に、学用品費や給食費などの就学費用 の一部を援助する。	小学校	教育委員会学校教育 課	0235-57-4864
标点图					
福島県		ながたのかなとでれたでもと思かって、ことのもしょ 本来引不らせるいと がたかりでかたさ			
須賀川市	特色ある学校づくりサポート事業	各学校の特色ある教育活動を推進することを目的とした事業計画に基づいて、学校裁量予算を交付している。 中学校10校(1,500,000円)	中学校	学校教育課	0248-88-9169
須賀川市	特色ある学校づくりサポート事業	各学校の特色ある教育活動を推進することを目的とした事業計画に基づいて、学校裁量予算を交付している。 小学校16校(2,600,000円)	小学校	学校教育課	0248-88-9169
大玉村	特別支援学校等就学支援費助成事業	特別支援学校に通う小中高校生に対し、支援費の補助を行っている。	中学校	教育部	0243-48-3138
大玉村	通学用ヘルメット支給	中学校の自転車通学をしている生徒にヘルメットを支給	中学校	教育部	0243-48-3138
大玉村	特別支援学校等就学支援費助成事業	特別支援学校に通う小中高校生に対し、支援費の補助を行っている。	小学校	教育部	0243-48-3138
大玉村 金山町	スクールバス第3子以降無料制度 地域一体型ふるさと教育事業	スクールバス利用児童の料金を第3子以降無料 給食費・修学旅行費の無料 教材費・入学準備品の定額助成	小学校 小中学校	教育部 金山町教育委員会	0243-48-3138 0241-54-5333

茨城県		日発表の1,1,00m 及項数はいは2 Map 1 mg 日本土にお告さいでもMab 2 Ma - 7 mg			
日立市	新入学児童用ランドセル贈呈	保護者のかたの経費負担軽減および入学祝として、日立市にお住まいで小学校に入学する新1年 生を対象にランドセルを贈呈している。	小学校	教育委員会学務課	0294-23-9153
高萩市	入学記念品制度	新入学児に記念品としてランドセルを支給	小学校	教育総務課	0293-23-1131
北茨城市	中学校卒業祝記念品	印鑑卒業証書用丸筒を贈呈	中学校	教育総務課	0294-43-1111
北茨城市	小学校入学祝記念品	ランドセル道具箱給食用スプーンセットを贈呈	小学校	教育総務課	0294-43-1111
北茨城市	小学校卒業祝記念品	英和辞典を贈呈	小学校	教育総務課	0294-43-1111
茨城町	北海道自然体験学習	町立の中学校に在籍する2年生を対象に、北海道への自然体験学習に関する費用の一部(1人 当たり3万円)を助成するもの。	中学校	教育委員会学校教育 課	029-292-1111(代)
茨城町	通学用ヘルメットの支給制度	町立の小学校の児童に対して、通学用のヘルメットを支給するもの。	小学校	教育委員会学校教育 課	029-292-1111(代)
大洗町	要保護準要保護児童生徒就学援助制度	毎日の学習に必要な学用品等の購入や学校行事等の参加に必要な費用の支出が困難な者に対 し、その費用を援助します。	小中学校	学校教育課	029-267-5111
大洗町	学校給食費補助制度	小中学生が在席する家庭に助成する町独自の制度。 2人目は3分の1,3人目は3分の2,4人目は全額を補助します。	小中学校	学校教育課	029-267-5111
长 土坦					
栃木県	口利于大汉集旧师举入州市	交通事故により死亡、もしくは著しい後遺症が残った方の子弟等を対象に就学を援助する給付型	T 355.11	#A ★ W ▼ = = = = = = = = = = = = = = = = = =	0004 00 00:5
D 24 +	足利市交通遺児奨学金制度	奨学金。中学生には月額8,000円を支給。	中学校	教育総務課	0284-20-2216
足利市		父甫事故により死亡、私人に考しい後道症か残った方の子軍等を対象に就学を発師する経行型	1 337 1 1	44 -t- 44	
足利市	足利市交通遺児奨学金制度	交通事故により死亡、もしくは著しい後遺症が残った方の子弟等を対象に就学を援助する給付型 奨学金。小学生には月額6,000円を支給。 地域音源を中かし、小規模ならではの指導や特色ある教育活動を行っている小規模特認校への	小学校	教育総務課 教育委員会教育総務	0284-20-2216
	足利市交通遺児奨学金制度 小規模特認校制度	交通事故により死亡、もしくは者しい後遠症が残った方の子弟寺を対象に就学を援助する給付型 奨学金。小学生には月額6,000円を支給。 地域資源を生かし、小規模ならではの指導や特色ある教育活動を行っている小規模特認校への 入学転入学希望者に、一定の要件のもと、通学区域外からの就学を認めている。	小学校	教育委員会教育総務課	0284-20-2216

日本語 フールの教育の影響の フールの教育の影響の 日本できませまき。カードルの大きである。1、アンドルのバー、日子グー・表でランドルの大きを行いています。 小学校 アキューション・大きを行っています。 から、 これである。 アンドルのバー、日子グ・セント・ルトからを行いています。 小学校 アキューション・大きを行っています。 から、 これである。 アンドルのバー、日子グ・・表でランドル、ハールのトを行いています。 小学校 アキューション・サービス・フールのよう アンドルのバー 日子グ・・またが、日本語の意思をは、中学校の対理 コースを持ちため、日本できませまき。 アンドルのバー 日子グ・・またが、日本語の意思をは、中学校の対理 コースを持ちため、日本できませまき。 アンドルのバー ながまた。 日本語の意思をは、日本のの政府を表しています。 小学校 学校の対理 コースを持ちため、日本できませまき。 日本の政府を表します。 日本の政府を表しまないまた。 日本の政府を表しまないまた。 日本の政府を表します。 日本の政府を表します。 日本の政府を表します。 日本の政府を表します。 日本の政府を表しまないまた。 日本の政府を表します。 日本の政府を表します。 日本の政府を表します。 日本の政府を表します。 日本の政府を表します。 日本の政府を表していません。 日本の政府を表します。 日本の政府を表	同生市	放課後児童健全育成事業	市内の全小学校に設置されている放課後児童クラブと委託契約を締結し、委託料を支出している	小学校	子育て支援課子育て 支援係	0277-46-1111(内 308)
************************************	5玉県					
###	9生市	フッ化物流口の取り組み	フッ素塗布を行う自治体も多い中、フッ化物流口を取り入れています。使用する薬剤の購入費用をある負担。 旧音が無料で受けることができるようにしています。	小学校	学校教育課	048-561-1121
]生市	就学支援の取り組み		小学校	学校教育課	048-561-1121
 立ちから、「からなから、「おきままが、できまり、これである。」 できまり、	鹿野町	小鹿野町義務教育支援事業費補助金交付制度		中学校	学校教育課	0494-79-1201
### ()	鹿野町	小鹿野町就学援助費支給制度		中学校	学校教育課	0494-79-1201
	鹿野町	小鹿野町義務教育支援事業費補助金交付制度	第2子以降の給食費及び教材費について全額補助し、保護者の経済的負担を軽減することにより	小学校	学校教育課	0494-79-1201
	鹿野町	小鹿野町就学援助費支給制度		小学校	学校教育課	0494-79-1201
第一年の子が上が上が一切できます。	- 笹 但					
### 西部のインナンの形式を対象的		根ス・ニンバセルカバー・欧初づぜ一起 け	茶布 1 / 帽 2 . ニン パカリカバー . 昨 初 ゴボー の 配 け	小学校	华谱 班	0479-55-5726
						0479-55-5727
は素性の大型性を見たの主角性を対していまった。	川市	遠距離通学費補助金		中学校	学校教育課	04-7094-0512
## 女 社会学学業事業	川市	遠距離通学費補助金		小学校	学校教育課	04-7094-0512
第一次 計入学程書的にプザーも中華						0439-80-1348
### 学校前書側の東京						0439-80-1348 0439-80-1339
理帯 甲松鉛合表の深色 10歳未来の子どもが3人以上いる素値の高3子の総食費を1/2減免、第4子以降を無利化、中学校 表質である。 10歳未来の子どもが3人以上いる素値の高3子の総食費を1/2減免 第4子以降を数4分。						
部の生物・大学の主意なが出た。	咗巾	子校給良質の減免	18歳木満の子ともか3人以上いる家庭の第3十の粘度質を1/2減免、第4十以降を無料化。		食センター	0479-70-2210
する。小学校のログー質・中学校のログー質・中学校のログー質・中学校のログー質・中学校のログー質・中学校のログー質・中学校のログー質・中学校のログー質・中学校のログー質・中学校のログー質・中学校のログー質・中学校のログー質・中学校のログー質・中学校のログー質・中学校の日グー 中学校の日グー 中学校	瑳市 	学校給食費の減免			食センター	0479-70-2210
京書	網白里市	学校給食費補助	する。小学校500円/月、中学校600円/月	小中学校	教育委員会管理課	0475-70-0372
原品	多喜町	遠距離通学費補助制度	助。	中学校	教育課	0470-82-3010
日刊市	多喜町	遠距離通学費補助制度		小学校	教育課	0470-82-3010
日前市 総学権助制度 特別の利用の	温県					
### 過子用へルナル最大変的契制度		就学摆助制度	経済的に困窮している保護者に学用品費や給食費等を給付	小中学校	数音総務課	025-757-3118
対する人が企業を収益を担当を						0256-77-8211
語・古生物制度 (1)	市	各種大会遠征費補助金		小中学校	学校教育課	0256-77-8211
製等所	市	就学援助制度		小中学校	学校教育課	0256-77-8211
関語等 本の	賀野市	新1年生ヘルメット補助金		中学校	学校教育課	0250-62-2790
まますの 水体のスケール を支援している。	賀野市	温故塾		中学校	生涯学習課	0250-62-5322
南町 育ネハーつなん 町 (参育委員会、福祉侵機健康、建設、PTA(欠傷の金)、保育圏がお互いに連携し、総党から部分 小中学校 大きての子育でを支援する仕組み(体制)。	賀野市	放課後スクール		小学校	生涯学習課	0250-62-5322
おキャア・シルか するまでの子育でを支援する仕組み(体制)。	南町	遠距離通学支援		小中学校	教育委員会	025-765-3118
### 学習上のつまずきの解消や学習を欲の向上を図るため、将来教員を志望する大学生が放揮後亡 学習相談や指導を行う。	皇南町	育ネットつなん		小中学校	教育委員会	025-765-3118
日日町 体操服支援事業	5山県					
旧町 体機限支援事業 子育で世帯の経済的負担を軽減するため、新入学児童の体障服(半袖、ハーフパンツ、長袖、ス パ学校 教育委員会事務局学 状の終育の	日町	学力向上支援サポート事業	学習上のつまずきの解消や学習意欲の向上を図るため、将来教員を志望する大学生が放課後に	中学校	教育委員会事務局学	0765-83-1100
現実			子育て世帯の経済的負担を軽減するため、新入学児童の体操服(半袖、ハーフパンツ、長袖、ズ	小学校	教育委員会事務局学	
通学及域内で、通学のため、路線パス等を利用する全児童を対象に、バス通学定期運賃の全額 た相助	,,,,,	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	ホン)を1着文裕している。		校教育G	
登町 通学養補助制度	川県					
登町 通学養補助制度 学校の統合に伴い、統合先の学校の指定する制服、体操服、履物、その他の必要な物以下「指 空制服等」という。)の購入費の7割を補助 登町 通学費補助制度 生徒が受験する英語検定において、1年に1回の検定費用を補助(1学年は5級、2学年は4級、3 学年は5級相当館 学年は5級相当館 中能登町立中学校の生徒に対し、通学用としてヘルメットを無償で提供している。 中学校 教育委員会事務局 中能登町 通学費補助制度 中能登町立中学校の生徒で、著しく遠距離等のため、通学が困難なものに対し通学費の補助を行う。 中学校 教育文化課 教育文化課 かを行う。 人学校金制度 小学校の児童で、著しく遠距離等のため、徒歩通学が困難なものに対し通学費の補助を行う。 小学校 大学校金制度 小学校の児童で、著しく遠距離等のため、徒歩通学が困難なものに対し通学費の補助を行う。 小学校 教育文化課 からを行う。 人学校金制度 小学校の児童で、著しく遠距離等のため、徒歩通学が困難なものに対し通学費の補助を行う。 小学校の児童で、著しく遠距離等のため、徒歩通学が困難なものに対し通学費の補助を行っ。 小学校 教育文化課 教育文化課 教育文化課 から市 あわら市就学援助費支給制度 学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、小学校及び中学校に就学する児童生徒のうち、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、教育に係る費用の一部を援助する。 学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、小学校及び中学校に就学する児童生徒のの部を援助する。 学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、小学校及び中学校に就学する児童生徒のの課者に対し、教育に係る費用の一部を務定 か学校 教育総務課 か学校 教育総務課 か学校 教育総務課 か学校 教育に係る費用の一部を援助する。 か学援助制度 通学距離が3.5km以上の生徒の保護者に対し、通学費の一部を補助する。 中学校 教育課学校教育担当 か学校 教育課学校教育担当 か学校教育に係る費用の一部を援助す	登町	通学費補助制度	を補助	小学校	教育委員会事務局	0768-72-2509
登町 通学費補助制度 生徒が受験する英語検定において、1年に1回の検定費用を補助(1学年は5級、2学年は4級、3 中学校 教育委員会事務局 学年は3級相当額 中能登町立中学校の生徒に対し、通学用としてヘルメットを無償で提供している。 中学校 教育文化課 中能登町立中学校の生徒で、着しく遠距離等のため、通学が困難なものに対し通学費の補助を行うた。 中学校 教育文化課 かき行う 記。 中能登町立小学校の児童で、着しく遠距離等のため、通学が困難なものに対し通学費の補助を行うた。 中学校 教育文化課 かど行う。 カ学机金制度 中能登町立小学校の児童で、着しく遠距離等のため、徒歩通学が困難なものに対し通学費の補助を行うた。 か学校、入学祝金制度 中能登町立小学校の児童で、着しく遠距離等のため、徒歩通学が困難なものに対し通学費の補助を行うた。 か学校、入学社会制度 小学校、大学した児童の保護者に対し、保護者をねぎらうとともに、児童の福祉向上を図るため、小学校 教育文化課 か学校、学祝金都度 「中学校 教育文化課 か学校、学祝金を交付する。 か学校、会校付する。 「中学校 教育法院配和22年法律第28号)第19条の規定に基づき、小学校及び中学校に就学する児童生徒のうた。経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、教育に係る費用の一部を援助する。 学校教育法(昭和22年法律第28号)第19条の規定に基づき、小学校及び中学校に就学する児童生徒のうた。経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、教育に係る費用の一部を援助する。 中学校 教育総務課 中学校 教育総務課 中学校 教育と務別理 生徒のうた。経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、教育に係る費用 小学校 教育総務課 中学校 教育と表別する。 中学校 教育総務課 中学校遠距離通学費補助制度 通学距離が3.5km以上の生徒の保護者に対し、通学費の一部を補助する。 中学校 教育総務課	登町	通学費補助制度		中学校	教育委員会事務局	0768-72-2509
登可	登町	通学費補助制度	学校の統合に伴い、統合先の学校の指定する制服、体操服、履物、その他の必要な物(以下「指定制服等」という。)の購入費の7割を補助	中学校	教育委員会事務局	0768-72-2509
能登町 通学用へルメット購入補助制度 中能登町立中学校の生徒に対し、通学用としてヘルメットを無償で提供している。 中学校 教育文化課 中能登町立中学校の生徒で、著しく遠距離等のため、通学が困難なものに対し通学費の補助を行う。 か学様 制度 中能登町立中学校の児童で、著しく遠距離等のため、徒歩通学が困難なものに対し通学費の補助を行う。 か学校の児童で、著しく遠距離等のため、徒歩通学が困難なものに対し通学費の補助を行う。 か学校の児童で、著しく遠距離等のため、徒歩通学が困難なものに対し通学費の補助を行う。 か学校入学した児童の保護者に対し、保護者をねぎらうとともに、児童の福祉向上を図るため、小学校 教育文化課 小学校入学祝金を交付する。 か学校入学祝金を交付する。 教育文化課 小学校 教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、小学校及び中学校に就学する児童生徒のうち、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、教育に係る費用の一部を援助する。 学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、小学校及び中学校に就学する児童生徒のうち、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、教育に係る費用の一部を援助する。 か学校教育に係る費用 か学校 教育総務課 か学校教育に係る費用 か学校教育に係る費用 か学校 教育総務課 か学校教育に係る費用 か学校教育に係る費用 か学校教育に係る費用 か学校教育に係る費用 か学校教育に係る費用の一部を援助する。 か学援助制度 通学距離が3.5km以上の生徒の保護者に対し、通学費の一部を補助する。 中学校 教育理学校教育担当 教育理学校教育担当 か学校援助自度	登町	通学費補助制度		中学校	教育委員会事務局	0768-72-2509
記室町	能登町	通学用ヘルメット購入補助制度		中学校	教育文化課	0767-76-2808
服登町	能登町	通学費補助制度		中学校	教育文化課	0767-76-2808
#県 # 特別	能登町	通学費補助制度		小学校	教育文化課	0767-76-2808
から市 あわら市就学援助費支給制度 学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、小学校及び中学校に就学する児童 生徒のうち、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、教育に係る費用 の一部を援助する。 学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、小学校及び中学校に就学する児童 生徒のうち、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、教育に係る費用 小学校 教育総務課 の一部を援助する。	能登町	入学祝金制度		小学校	教育文化課	0767-76-2808
から市 あわら市就学援助費支給制度 学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、小学校及び中学校に就学する児童 生徒のうち、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、教育に係る費用 の一部を援助する。 学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、小学校及び中学校に就学する児童 生徒のうち、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、教育に係る費用 小学校 教育総務課 小学校 教育総務課 中学校 衛龍 中学校遠距離通学費補助制度 通学距離が3.5km以上の生徒の保護者に対し、通学費の一部を補助する。 中学校 教育課学校教育担当 藤市 が学塚助創度 経済的理由で学用品や給食などの費用に困っている世帯へ学校教育に係る費用の一部を援助す カ学校 教育課学校教育担当	·+·IE					
わら市 あわら市就学援助費支給制度 生徒のうち、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、教育に係る費用 中学校 教育総務課 の一部を援助する。 学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、小学校及び中学校に就学する児童 生徒のうち、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、教育に係る費用 小学校 教育総務課 の一部を援助する。 教育総務課 ・ 中学校遠距離通学費補助制度 通学距離が3.5km以上の生徒の保護者に対し、通学費の一部を補助する。 中学校 教育課学校教育担当 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	171末		学技教会注/切和99年注律第96日/第16冬の担守に甘べま 小巻林五ガホ巻林には藤十7日本			
から市 あわら市就学援助費支給制度 学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、小学校及び中学校に就学する児童生徒のうち、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、教育に係る費用 小学校教育総務課 ページを 教育総務課 中学校遠距離通学費補助制度 通学距離が3.5km以上の生徒の保護者に対し、通学費の一部を補助する。 中学校 教育課学校教育担当 経済的理由で学用品や給食などの費用に困っている世帯へ学校教育に係る費用の一部を援助す か 学校 教育課学校教育担当	わら市	あわら市就学援助費支給制度	生徒のうち、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、教育に係る費用	中学校	教育総務課	0776-73-8039
型県 崎市 中学校遠距離通学費補助制度 通学距離が3.5km以上の生徒の保護者に対し、通学費の一部を補助する。 中学校 教育課学校教育担当 崎市 対学援助制度 経済的理由で学用品や給食などの費用に困っている世帯へ学校教育に係る費用の一部を援助す 力学校 教育課学校教育担当	わら市	あわら市就学援助費支給制度	学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、小学校及び中学校に就学する児童 生徒のうち、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、教育に係る費用	小学校	教育総務課	0776-73-8039
崎市 中学校遠距離通学費補助制度 通学距離が3.5km以上の生徒の保護者に対し、通学費の一部を補助する。 中学校 教育課学校教育担当 崎市 対学援助制度 経済的理由で学用品や給食などの費用に困っている世帯へ学校教育に係る費用の一部を援助す カ学校 教育理学校教育担当			の一部を接切する。			
峰市 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「	梨県					
	— <u>——</u> 崎市	中学校遠距離通学費補助制度	通学距離が3.5km以上の生徒の保護者に対し、通学費の一部を補助する。	中学校	教育課学校教育担当	0551-22-1111
0° NHM-1/AME	崎市	就学援助制度	経済的理由で学用品や給食などの費用に困っている世帯へ学校教育に係る費用の一部を援助する。	中学校	教育課学校教育担当	0551-22-1111
崎市 就学援助制度 経済的理由で学用品や給食などの費用に困っている世帯へ学校教育に係る費用の一部を援助す る。 教育課学校教育担当	崎市	就学援助制度	経済的理由で学用品や給食などの費用に困っている世帯へ学校教育に係る費用の一部を援助す	小学校	教育課学校教育担当	0551-22-1111

長野県					
支野県		《《大·公牧··································			
岡谷市	岡谷市子ども総合相談センター	教育総務課の中に「子ども総合相談センター」を開設し、就学相談や特別支援教育、長期欠席や 不登校課題、いじめ、生徒指導、学校運営、家庭支援など、子どもに係るさまざまな教育課題に対 応しています。カウンセリング体制も充実しています。また、特別支援教育について先駆的な取り 組みを行っています。	小中学校	教育総務課	0266-23-4811
尹那市	農家民泊	人数:1農家4~5名(年間150名規模)農林業体験として、収穫体験や摘花、種まきなど。食事は 地元の旬の食材を使った郷土料理などを提供。	小中学校	伊那市観光協会	0265-78-4111
町市	入学おめでとう!入学お祝い事業	子育て世代の皆さんに、お子さんの小学校入学をお祝いし市内で利用できる商品券を贈ります。	小学校	学校教育課	0261-22-0420(内 611)
量野市	就学援助制度	市要綱に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒に学用品費や学校給食費 等を援助するもの	中学校	教育部学校教育課	0263-62-0133
7曇野市	就学援助制度	市要綱に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒に学用品費や学校給食費等を援助するもの	小学校	教育部学校教育課	0263-62-0133
 Z科町		通学距離6キロ以上の生徒に補助金を交付	中学校	教育委員会	0267-56-2311
Z科町	遠距離通学費補助金	通学距離3キロ以上の児童に補助金を交付	小学校	教育委員会	0267-56-2311
5. 反島町	高遠原地区電車通学生徒通学費補助	電車通学をしている高遠原地区の生徒の定期代を一部町が補助します。	中学校	こども室	0265-86-6711
島町	ランドセル贈呈事業	町が小学校新入生へランドセルを贈ります。昭和49年より40年以上続く伝統的な事業です。	小学校	こども室	0265-86-6711
質輪村	要保護及び準要保護就学援助費支給制度	経済的理由により就学が困難と認められる児童、生徒に対し、学用品費・校外活動費・修学旅行・ 学校給食費・医療費などに就学援助。	小中学校	教育委員会事務局	0265-76-7007
川村	新入児童カバン贈呈制度	新入児童にカバンを贈呈(無料) 児童生徒数の減少により、修学旅行や社会見学に用いるバス代等の交通費の負担が増加するこ	小学校	教育委員会	0265-88-1055
木村	子育て支援	とから、バス等による一切の経費を村で負担する。	小中学校	教育委員会	0260-28-2677
木村	子育て支援	学校給食で飲用する牛乳代はすべて村負担としている。また、27年度からは給食費と一切村負担とする予定。	小中学校	教育委員会	0260-28-2677
龍村	生徒給食費補助/学習用ノート支給	中学校給食費の半額を補助/中学校で使用する学習用のノートを半額で支給	中学校 小学校	教育委員会	0260-32-3206
E龍村 公川村	児童給食費補助/学習用ノート支給 就学援助	小学校給食費の半額を補助/小学校で使用する学習用のノートを半額で支給 所得基準により学用品、給食費等を援助	小中学校	教育委員会	0260-32-3206
·谷村	学校給食補助金	消費税増税分の給食費値上げを避けるため、1人1食当たり10円の補助をしている。(H26~未	小中学校	小谷村教育委員会	0261-82-3981
谷村	福祉医療制度	定) 自己負担500円以外は、医療費自己負担なし。	小中学校	住民福祉課	0261-82-2582
		コロー 日 日 日 日 日 日 日 日 日			
系山村	小中学校保護者負担軽減	減を図る。	小中学校	教育委員会	026-245-1100
濃町	ふるさと学習振興事業補助金	直接的に個人への支援は行わないが、授業で使用する教材等の個人費用軽減を行う。	小中学校	総務教育係	026-255-5923
濃町	小中学校スポーツ振興補助金	直接的に個人への支援は行わないが、授業で行われる体育教材補助、スキー板(クロスカント リー)の貸出等。	小中学校	総務教育係	026-255-5923
濃町	放課後子ども教室補助金	4・6年生を対象に、1週間の宿泊をしながら学校に通う。生活のお世話は、地域の方々が行います。	小学校	生涯学習係	026-255-5923
野市	就学援助制度	学用品費、新入学学用品費、給食費、修学旅行費等を就学援助費として支給	小中学校	教育委員会事務局学 校教育課	026-224-5081
支阜県					
き濃加茂市	就学援助制度	学用品費給食費、修学旅行費、校外活動費等を援助している。	小中学校	教育総務課	0574-281127
-岐市	遠距離通学の補助	自宅から学校までの通学距離が片道6キロ以上の場合、通学費の一部を補助します。	中学校	庶務課通学校	0572-54-1111
.岐市	遠距離通学の補助	自宅から学校までの通学距離が片道4キロ以上の場合、通学費の一部を補助します。	小学校	庶務課通学校	0572-54-1111
····· と騨市	要保護準要保護児童生徒就学援助費交付事業	経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食、通学、修学 旅行、学用品購入、新入学児童生徒学用品購入等に要する経費の一部を補助する。	小中学校	学校教育課	0577-73-7494
· · · · ·	小中学校野外活動振興補助金交付事業	雪国の特性を生かし冬季の体力づくりを促進し、親子でのスキー活動により家族の絆を深るため、 市内小中学生の希望者に対し、スキーリフト券の購入費を補助する。	小中学校	学校教育課	0577-73-7494
8上市		通学距離が片道2km以上から自転車で通学する生徒に、入学時に10,000円を補助	中学校	学校教育課	0575-67-1468
8上市	遠距離通学補助制度	通学距離が片道6km以上で公共交通機関を利用する生徒に、往復定期の全額を補助	中学校	学校教育課	0575-67-1468
『上市	スキー場リフト券特別優待制度	児童生徒…市内スキー場のリフト券を無償で配布 保護者…市内スキー場のリフト券を1,000円で販売	小中学校	スポーツ振興課	0575-67-1815
 3上市		通院入院費用について、医療機関等の保険適用分の自己負担額を全額助成	小中学校	社会福祉課	0575-67-1811
8上市	遠距離通学補助制度	通学距離が片道4km以上で公共交通機関を利用する児童に、往復定期の全額を補助	小学校	学校教育課	0575-67-1468
支南町	学校給食費助成	学校給食費の全額を助成	小中学校	生涯教育課	058-247-1395
5松町	新一年生への防犯ブザー配布	新入生に防犯ブザーを配布し、外出時には身に着けていただくおとで、学校の登下校時や遊びに 行く際の安全対策を図る。	小学校	教育文化課	058-388-3926
·					
岡県		役送が用ホニトⅡ お尚ぶ田襲わ开生の周鐘本ニ州ロロ 州井公本東佐州井・マニン 軍と東西			
島市	就学援助制度	経済的理由により、就学が困難な生徒の保護者に学用品、学校給食費等学校生活に必要な費用 の援助を行っている。	中学校	学校教育課	055-983-2670
島市	就学援助制度	経済的理由により、就学が困難な児童の保護者に学用品、学校給食費等学校生活に必要な費用 の援助を行っている。	小学校	学校教育課	055-983-2670
5田市	和文化教育	地域の伝統文化や特色を生かし、和文化教育を継続的に実践することにより、日本文化の心を知り、他を思いやる心、感動する心などを「豊かな心」を育てる。	小中学校	島田市	
 計田市		特色ある教育活動(総合的な学習、教科、道徳等)等の事業を継続的に行う学校に対して補助金	小中学校	学校教育課	0547-46-5630
·····································	小規模特認校制度	を交付する。 小規模校(少人数)の良さを生かし、伊久美地区の豊かな自然環境の中で子どもを学ばせたい、 学びたいという就学希望者に、通学区域にとらわれずある一定の条件をもとに入学を許可し、学校	小学校	学校教育課	0547-46-5630
●豆の国市	遠距離通学費補助制度	規模の適正化を図っていく。 遠距離通学にかかる費用(バス代等)の補助。小中学生対象。	小中学校	教育総務課	055-948-1444
・豆の国巾 ・豆の国市		選組離週子にかかる資用(ハス代寺)の補助。小中子生対象。 経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対する援助。	小中学校	教育総務課	055-948-1444
水町	セカンドブック給与	新1年生に、地元の絵本作家による絵本を一人1冊給与し、心の醸成を図る	小学校	こども育成課	055-981-8221
水町	絵本バッグ給与	新1年生に、本により親しむ環境を与えるため、一人に一つのバッグを給与	小学校	こども育成課	055-981-8221
	低学年支援制度	小学校の1,2年生の各学級に1名支援員を配置して、基本的な生活や学習習慣を身に付ける支援を行っている。	小学校	こども育成課	055-989-5529
		経済的な理由により高等学校等への就学が困難な家庭に対し、無利子で奨学金の貸付を行う。	1	*********	0540 22 2151
	吉田町高等学校等奨学金	経済的は空田により同寺子校寺への別子が凶難は家庭に対し、無利子で哭子並の員刊を行う。 (年間30万円)	中学校	教育委員会事務局	0548-33-2151
田町	吉田町高等学校等奨学金		中学校		0548-55-2151
田町	吉田町高等学校等奨学金			教育 安貝 玄事 務局	0346-33-2131
5田町 を知県	吉田町高等学校等奨学金 遠距離通学助成		小中学校	教育委員会	055-989-5529
5田町 全知県 全楽町		(年間30万円)			
長泉町 5田町 2知県 と楽町 三重県 変の町		(年間30万円)			

度会町 度会町	総合的学習支援事業補助制度 修学旅行補助制度	小中学生の総合的学習に関わる費用の一部を補助 小中学生の修学旅行費用の一部を補助	小中学校 小中学校	学校教育係 学校教育係	0596-62-2422 0596-62-2422
5.云可 卸浜町		小中子生の参子旅行貨用の一部を補助 英検の受検料の1/2を補助(年1回)	小中学校	字校叙 目 徐 教育委員会	05979-3-0526
	,	p. 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	<u>'</u>
東都府					
麦部市	遠距離通学費補助金	通学する距離が6キロメートル以上の生徒に通学費補助金を支給	中学校	学校教育課	0773-42-3280
を を 部市	遠距離通学費補助金	通学する距離が4キロメートル以上の児童に通学費補助金を支給	小学校	学校教育課	0773-42-3280
兵庫県					
州本市	通学用ヘルメットの配布	中学校新1年生を対象に通学用ヘルメットを全1年生徒に配布している。	中学校	学校教育課	0799-22-6566
本市	防犯ブザー配布	小学校新1年生を対象に防犯ブザーを全1年児童に配布している。 通学距離が5km以上でバスを利用する中学生に、定期購入費の全額を補助しています。また通学	小学校	学校教育課	0799-22-6266
目生市	通学費無料化事業	距離が5km以上で自転車を利用している中学生には、自転車購入費の一部を支給しています。	中学校	管理課	0791-23-7142
目生市 赤穂市	通学費無料化事業 通学費補助	通学距離が3km以上でバスを利用する小学生に、定期購入費の全額を補助しています。 利用交通機関の定期代の全額補助及び3キロ以上の徒歩通学者へ2000円支給	小学校 小中学校	管理課 教育委員会総務課	0791-23-7142 0791-43-6857
上郡町	自転車通学費補助	学校までの通学距離に応じて補助金を支給(1人1回のみ) 通学距離 約 6km~8km:10,000円/8km~10km:15,000円/10km以上 : 20,000円	中学校	学校教育課	0791-52-2911
		p=			
奈良県				W + = 0 A	I
東吉野村 東吉野村	修学旅行スキー教室補助制度 給食費補助制度	修学旅行スキー教室についての一部補助。準要保護家庭は全額補助。 給食費の半額を補助。準要保護家庭は全額補助。	小中学校 小中学校	教育委員会 教育委員会	0746-42-0441 0746-42-0441
和歌山県					
かつらぎ町	学校給食費の助成	町内の中学校に通学する生徒の保護者に、1食280円のうち60円を助成します。	中学校	教育委員会総務課	0736-22-0300(内 3013)
かつらぎ町	特別支援教育支援員	小中学校において、学習障害(LD)や注意欠陥多動性障害(ADHD)などの障害を持った子どもたちが、学習や生活上の困難を克服するために、特別支援教育支援員を配置し、子どもたちに寄り	小中学校	教育委員会総務課	0736-22-0300(内部 3012)
かつらぎ町	学校給食費の助成	添い学習を支援します。 町内の小学校に通学する児童の保護者に、1食250円のうち50円を助成します。	小学校	教育委員会総務課	0736-22-0300(内編 3013)
					3013)
鳥取県					
岩美町	生徒通学費補助金	中学校にパスで通学する生徒の保護者に対し、通学費(パス代)の一部を補助する。また、自転車 通学する中学生にはヘルメット代を全額補助する。	中学校	教育委員会	0857-73-1301
 若桜町	入学祝金支給	新入学児童生徒の保護者に1万円を支給。	小中学校	教育委員会事務局	0858-82-2213
若桜町	給食費補助	給食費の1/2を補助。	小中学校	教育委員会事務局	0858-82-2213
日吉津村	児童給食用牛乳代助成	給食牛乳1食あたり17円の助成。年間190食3,230円/年	小学校	教育委員会	0859-27-5956
日吉津村	修学旅行助成	修学旅行参加者一人当たり1,000円の助成	小学校	教育委員会	0859-27-5956
島根県					
浜田市	遠距離通学生徒扶助 	家庭から学校までの通学距離が遠距離(6km以上)となる生徒の通学費を全額助成	小中学校	学校教育課	0855-25-9710
飯南町	ファミリーサポートセンター	子育て中のご家庭をサポートする地域会員組織。お子様の一時預かり、早朝夜間預かりを登録した方が受け入れる。	小学校	住民課	0854-76-213
飯南町	長期休業児童クラブ	小学校の長期休業中に保護者が昼間家庭にいない児童を対象とした児童クラブ。(場所:赤名小学校体育館)	小学校	教育委員会	0854-72-0301
飯南町	放課後子ども教室	公民館や小学校空き教室を利用して放課後の児童の居場所づくりを実施。地域ボランティアの指導のもと、宿顧やスポーツ、遊びに取り組む。	小学校	教育委員会	0854-72-0301
飯南町	公民館こども活動	町内5公民館で児童対象活動を実施。アウトドア、通学合宿、キャンプ、料理、伝統工芸など。	小学校	教育委員会	0854-72-0301
飯南町	スクールバス	通学に時間がかかる地域に住む児童を対象としてスクールバスを運行(小学校、中学校、高校)。	小中学校	教育委員会	0854-72-0301
飯南町	就学助成制度	経済的な理由により子どもを小中学校へ就学させるのが困難な家庭へ学用品や給食費などの必 要経費を助成。	小中学校	教育委員会	0854-72-0301
飯南町	特別支援教育奨励補助金	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者へ学用品や給食費などを助成。	小中学校	教育委員会	0854-72-0301
飯南町	スクールサポーターの配置	一斉指導では学校生活が困難な児童生徒を支援するためにスクールサポーターを各校へ配置。 (小中学校)	小中学校	教育委員会	0854-72-0301
飯南町	飯南町学習支援館	中学生、高校生を対象として、学習意欲の工業、家庭学習の定着化を図るために公営塾を設置。 (利用料)中学生:無料 高校生:月額5000円 ※テキスト代別途	中学校	教育委員会	0854-72-0301
吉賀町	吉賀町通学費補助	自宅~学校まで2km以上の児童生徒に対して、通学費を補助	小中学校	吉賀町教育委員会	0856-77-1285
吉賀町	給食費助成制度	小中学校の給食費を半額助成。 ※小学校:1食150円(通常1食300円) ※中学校:1食170円(通常1食340円)	小中学校	吉賀町教育委員会	0856-77-1285
西ノ島町	部活動大会参加費用の補助	隠岐島内の他の町村で行わる大会に参加する費用については、全額補助。また、本土(本州)で 行われる大会については7割を補助する。	中学校	教育課	08514-6-0171
西ノ島町	修学旅行費用の補助	修学旅行費の保護者負担が1割となるよう、修学旅行に係る費用の9/10を町が補助。	小中学校	教育課	08514-6-0171
岡山県					
美作市	遠距離通学補助金	市が定める該当地区からの遠距離通学者に対して、毎年度、15,000円を通学費の補助金として 支給、また、一部の該当地区では、学期毎の定期券を支給。	中学校	教育総務課	0868-72-2900
美作市	ヘルメット補助金	自転車通学する生徒のヘルメットの購入費用を中学校の教育課程の間に1度、補助金として、2.5 00円以内を支給。	中学校	教育総務課	0868-72-2900
美作市	遠距離通学補助金	市が定める該当地区からの遠距離通学者に対して、毎年度、78,000円を通学費の補助金として 支給。	小学校	教育総務課	0868-72-2900
÷ A IB					
広島県					
廿日市市	就学援助事業	就学費の経済的負担が大きいと認められる生徒の保護者(市民税が非課税など)を対象に、学用 品や学校給食などの経費を援助します。	小中学校	教育指導課	0829-30-9202
	小学校中学校修学旅行補助	小学生一人当たり12,000円,中学生一人当たり18,000円	小中学校	学校教育課	0826-22-1212
安芸太田町		高学年3泊4日の経費を全額補助(食費は保護者負担)	小学校	学校教育課	0826-22-1212
安芸太田町	小学校長期宿泊体験学習補助				
	小学校長期宿泊体験学習補助 学習サポート教室 介助員の設置	高原奈に入京している生徒に数学・英語を無料で指導(週2/3時間) 特別な指導が必要な子への配慮	中学校	学校教育課	0847-89-3341 0847-89-3341

下関市	就学援助(医療費)	学校保健安全法第24条に基づく医療費の援助	中学校	学校安全課	083-231-1344
				安全保健係	
下関市	就学援助(給食費)	経済的理由により就学困難な家庭に対して、給食費の一部を援助する。 特別支援学級への就学の特殊事情にかんがみ、就学に係る保護者の経済的負担を軽減するた	中学校	給食係	083-231-1344
下関市	│特別支援教育就学奨励費 	め、給食費、学用品費等の一部を補助する。	小中学校	学校教育課	083-231-1570
下関市	遠距離通学援助費	遠距離通学児童生徒の保護者の負担軽減を図るため通学援助費を補助する。(児童:片道4キロ以上生徒:片道6キロ以上の通学距離)	小中学校	学校教育課	083-231-1570
下関市	就学援助制度	経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者について、給食費、学用品費等の一部の援助を行う。	小中学校	学校教育課	083-231-1570
下関市	就学援助(医療費)	学校保健安全法第24条に基づく医療費の援助	小学校	学校安全課 安全保健係	083-231-1344
下関市	就学援助(給食費)	経済的理由により就学困難な家庭に対して、給食費の一部を援助する。	小学校	学校安全課 給食係	083-231-1344
徳島県					
	#5.7 db	中学校新1年生だけを対象に実費を負担している。ただし、就学援助認定者は就学援助費で援	-L-W-1-L	₩ ++ ₩ ->- ==	
阿波市 美馬市	新入生ヘルメット購入補助 	助。	中学校中学校	学校教育課 	088-696-3967 0883-52-8010
石井町	新入生徒等ヘルメット購入補助金	交通安全意識の高揚を図るため、中学校生徒全員にヘルメットを着用させるため、購入費用の一	中学校	いのちを守る防災危	088-674-1171
那賀町	ヘルメット補助事業	部を補助する。 新中学1年生を対象にヘルメット購入費の半額を補助	中学校	機対策課 教育委員会	0884-62-1106
海陽町	子どもあゆみ学校給食費多子世帯支援助成金	第3子以降の児童生徒に対し、保護者が負担する給食費の全額を助成。 翌年度に小学校又は中学校に入学する児童生徒に学校指定の体操服購入費として上限5千円を	小中学校	教育委員会	0884-73-1246
海陽町	子どもあゆみ体操服購入費助成金	助成。	小中学校	教育委員会	0884-73-1246
海陽町	子どもあゆみ学校給食費補助金	学校給食費のうち、小学校月額700円、中学校月額1,000円を補助。また地産地消食材費として給 食費とは別に児童生徒1人あたり月額200円を補助	小中学校	教育委員会	0884-73-1246
愛媛県					
新居浜市	中学校就学援助費	経済的な理由で就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、小中学校で必要な経費の 一部を援助する制度	小中学校	学校教育課	0897-65-1301
		ロP C 1及り 7 つ IPリス			
高知県					
土佐清水市	通学援助制度	最寄のバス停から学校までの定期代2ヶ月分×0.7分を支給。(小学校:3km以上、中学校:6km以上)	小中学校	学校教育課	0880-82-1116
土佐清水市	就学援助制度	経済的な理由から就学が困難な児童生徒い対し、学用品費、修学旅行費等の援助を行う。	小中学校	学校教育課	0880-82-1116
福岡県					
大野城市	大野城市教育サポートセンター	学校におけるいじめ、不登校、特別支援教育、その他非行等の児童生徒の課題又は問題を解消、	小中学校	教育サポートセン	092-580-1877
うきは市	中学校ヘルメット購入費補助	予防するための教育福祉心理の専門員が就学前からサポートを行う。 自転車通学者のヘルメット購入費の半額を補助	中学校	ター(教育指導室内) 学校教育課	0943-75-4950
			, , , , , ,		
佐賀県	,		,		
佐賀市	通学費補助	富士町に居住し、当該校区内に設置された佐賀市立小学校に通う遠距離通学者へ、バス定期代 等の補助を行う。	小中学校	富士出張所 教育課	0952-58-2882
佐賀市	通学費補助	大和町に居住し、当該校区内に設置された佐賀市立小学校に通う遠距離通学者へ、バス定期代 等の補助を行う。	小学校	大和出張所 教育課	0952-62-3151
神埼市	通学バス補助	神埼市脊振町内の児童、生徒の通学輸送をバスで行う。定期券購入の場合は、年間12,000円。	小中学校	脊振公民館	0952-59-2131
態本県					
南関町	給食費補助金	町内小・中学校に通学する児童生徒を対象に月額2,000円を補助	小学校	教育課	0968-53-0201
南関町	通学費補助金	町内小・中学校に通学し、中学校6km・小学校4km以上の遠距離から通学する児童生徒に対し、中 学生12,000円/年・小学生6,000円/年を補助		教育課	0968-53-0201
和水町	和水町立小学校標準服支給要綱	教育委員会が認める標準服で、男子はシャツ、セーター及び半ズボン、女子はシャツ、セーター及 びスカートで1人につき1着支給する。	小学校	学校教育課	0968-86-3131
錦町	教育支援員配置事業	支援が必要な児童生徒支援のため各校4名(計16名)の教育支援員を配置。身体的に介助が必要	中学校	教育振興課	0966-38-4450
錦町	就学援助制度	な児童支援のため介助員として1名配置(1校のみ)。 学用品費給食費新入学用品費修学旅行費の助成(対象世帯は経済的な理由等による)	小学校	教育振興課	0966-38-4450
あさぎり町	子ども育成奨励支援制度	小中高校生が、各種大会で全国大会等に出場する場合、経費の約9割を補助している。	小中学校	教育課	0966-45-7226
				学校教育担当 教育課	
あさぎり町	修学旅行費給食費部活動費補助制度	修学旅行費給食費部活動費の一部を町が補助している。	小中学校	学校教育担当	0966-45-7226
大分県					
豊後高田市	「学びの21世紀塾」いきいき寺子屋活動	土曜日や放課後、長期休業中に国語、数学、英語など教科学習や受験対策講座を提供。受講料は無料です。	中学校	学校教育課	0978-53-5112
豊後高田市	就学援助制度	は無料です。 経済的理由により就学困難な生徒の保護者に対し、義務教育の円滑な実施のため、学用品等の	中学校	学校教育課	0978-53-5112
豊後高田市	「学びの21世紀塾」いきいき寺子屋活動	必要な費用援助を行っています。 土曜日や放課後に国語、算数など教科学習に加え、英会話、パソコン、そろばん、合唱等の様々	小学校	学校教育課	0978-53-5112
壹俊高田巾 豊後高田市	学びの21世紀塾」わくわく体験活動	な講座を提供。受講料は無料です。 土曜日に日頃体験できない貴重な体験活動や交流等の様々な講座を提供。受講料は無料です。	小学校	学校教育課	0978-53-5112
豊後高田市	就学援助制度	経済的理由により就学困難な児童の保護者に対し、義務教育の円滑な実施のため、学用品等の 必要な費用援助を行っています。	小学校	学校教育課	0978-53-5112
宇佐市	特別支援教育就学奨励費	法令に規定する障がいのあるお子さんの保護者に、必要な援助を行います。	中学校	学校教育課	
宇佐市	遠距離通学費補助	中学校に通学する生徒のうち特に遠距離から通学する生徒に対し、その通学に係る経費の一部 を補助する制度です。	中学校	学校教育課	0978-32-1111(内制 659)
宇佐市	就学援助費	経済的な理由により、小中学校に通う子どもの就学に困っている家庭に対して、学用品費等の就	中学校	学校教育課	0978-32-1111(内翁
宇佐市	字佐市適応指導教室「せせらぎ教室」	学上必要な経費の一部を援助する制度です。 不登校児童生徒の学校復帰支援のために、指導員臨床心理士を配置しています。	小中学校	学校教育課	659) 0978-32-1111(内系
		ヤ 宣牧 元 里 工 企の子 ヤ 後 市 文 仮 か こ たい こ 、			659) 0978-32-1111(内糸
宇佐市	特別支援教育支援員	に配置しています。	小中学校	学校教育課	659) 0978-32-1111(内彩
宇佐市	スクールバス運行	通学に支障をきたす地域で、小中学生用のスクールバスを運行しています。 	小中学校	学校教育課	659)
宇佐市	特別支援教育就学奨励費	法令に規定する障がいのあるお子さんの保護者に、必要な援助を行います。	小学校	学校教育課	0978-32-1111(内制 659)

宇佐市	就学援助費	経済的な理由により、小中学校に通う子どもの就学に困っている家庭に対して、学用品費等の就 学上必要な経費の一部を援助する制度です。	小学校	学校教育課	0978-32-1111(内線 659)
鹿児島県					
	新入学児童生徒交通安全防犯用品支給事業	小中学校への新入学児童生徒に、ランドセルカバー、学童帽子、防犯ブザー、防犯ラインタスキを 支給するもの。	小十十枚	学校教育課	0996-22-8115(内線 5352)
	中学校生徒通学用自転車購入補助金	自転車通学生の保護者に対して、安全防犯に配慮された通学用自転車を購入した生徒1人1台につき10,000円(購入費用が10,000円以下の場合はその額)を補助するもの。	中学校	教育総務課	0993-56-1111